



明るい選挙キャラクター
選挙のめいすいくん

統一地方選挙

4月9日（日）に埼玉県議会議員一般選挙が、4月23日（日）には北本市議会議員一般選挙および北本市長選挙が行われます。貴重な1票を無駄にすることなく、投票しましょう。

選挙管理委員会事務局（☎ 594-5510）

埼玉県議会議員一般選挙

投票日 **4月9日**

期日前投票期間 **4月1日～8日**

北本市議会議員一般選挙・北本市長選挙

投票日 **4月23日**

期日前投票期間 **4月17日～22日**

投票時間 投票日▶ 7:00～20:00 期日前▶ 8:30～20:00

立候補の届出

立候補の届出の方法には、公職の候補者になろうとする人が自ら届出をする「本人届出」と、他の人を公職の候補者にしようとする「推薦届出」の2種類があります。
いずれの場合も郵送による届出はできませんが、代理人による届出は認められています。

立候補の届出日時・場所

埼玉県議会議員一般選挙

- 日時 3月31日（金）8:30～17:00
- 場所 市役所会議室3-B

北本市議会議員一般選挙・市長選挙

- 日時 4月16日（日）8:30～17:00
- 場所 市役所会議室3-E・F

投票できる人

選挙人名簿に登録されていることが選挙権行使の要件となります。ただし、公民権停止者は、投票することができません。

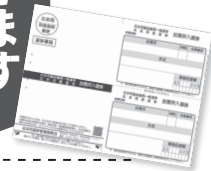
埼玉県議会議員一般選挙

- 住所要件 令和4年12月30日以前に北本市において住民票が作成され、引き続き3か月以上北本市に住所を有する人
 - 年齢要件 平成17年4月10日以前に生まれた人
- ※要件を満たすが12月31日以降に県内他市町村に転出した場合、引き続き県内に住所を有することについて、証明書等の提示または確認を受けることで北本市で投票することができます。

北本市議会議員一般選挙・市長選挙

- 住所要件 令和5年1月15日以前に北本市において住民票が作成され、引き続き3か月以上北本市に住所を有する人
 - 年齢要件 平成17年4月24日以前に生まれた人
- ※要件を満たす人であっても、他市町村に転出した場合は投票することができません。

入場券が届きます



投票所の入場券は、連記式はがき（同一世帯の有権者4人分を1枚のはがきに掲載したもの）で郵送します。投票所に行くときは、1人分ずつ切り離し、氏名をお確かめの上、お持ちください。
期日前投票をする場合は、入場券裏面の期日前投票宣誓書（兼請求書）にあらかじめ必要事項を記入してください。

入場券発送予定日

埼玉県議会議員一般選挙

3月31日（金）

北本市議会議員一般選挙・市長選挙

4月13日（木）

選挙公報の配布

候補者の氏名、経歴、政見、写真などを掲載した選挙公報を次の方法により配布します。配布予定日は投票日の3日前頃です。
※ホームページへの掲載は、新聞折込等よりも早く行います。

新聞折り込み

朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞、埼玉新聞の朝刊に広告と同様に折り込み

ホームページ掲載

県議会議員一般選挙は埼玉県ホームページ、市議会議員一般選挙・市長選挙は市ホームページに掲載

公共施設に備え置き

市役所、公民館、図書館、児童館、公立保育所、消防署ほか市内公共施設等

Topic 寄附の禁止について

みんなで徹底しよう 三ない運動

- 贈らない!
- 求めない!
- 受け取らない!

これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

秘書等が代理で出席する場合の結婚祝	地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入	お祭りへの寄附・差入	町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入	落成式・開店祝等の花輪
病気見舞	お歳暮・お年賀	入学祝・卒業祝	葬儀の花輪・供花	秘書等が代理で出席する場合の葬儀の香典

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある人）が選挙区内にある人に対して寄附をすることは禁止されています。また、有権者が政治家に対して寄附をするように求めることも禁止されています。
政治家と有権者のクリーンな関係を保ち、お金のからまない選挙を実現するために寄附禁止のルールを守りましょう。
※1 政党その他の政治団体や親族に対するものは、除かれます。
※2 政治家本人が結婚披露宴、葬式等に出席してその場で結婚祝や香典を渡す場合は、罰則が適用されない場合があります。

統一地方選挙の情報は
広報きたもと4月号にも掲載します。
ホームページもぜひご覧ください。

